令和３年度　東根市立大富中学校
部活動方針　年間運用細則（改訂版）

１．計画及び運用方針

（１）生徒個々の実態（教育的ニーズ）に即して，心身の健康及び安心・安定に配慮した計画運用に努める。

（２）教職員の時間外勤務の超過上限を考慮した適正化を図り，働き方改革の一層の推進を図る。

（３）強化･勝利至上主義に偏重しない適正で持続可能な部活動経営への意識転換を図る。

２．計画・実施日の設定

（１）顧問は，部活動以外の時間外勤務を含め，県が示す超過上限を考慮した計画・実施の適正化を図る。

（２）顧問は、「令和３年度年間計画表」に基づき活動計画案を月ごとに作成し，部活動担当及び教頭の点検・指導後，校長の決済を受けて，実施とする。

（３）令和３年度における運用上の細則等を当面以下のとおりとする。

① 年度始め休業（4/1～4/７）及び入学式当日は，計画しない。

② 「学習成果交流会」前の準備期間は，計画しない。

③ お盆の前後（8/８～8/18）は、計画しない。

④ 年末年始（12/27～1/７）は、計画しない。

⑤ 月曜日は計画しない。※会議研修専念の日・定時退勤の日とする。

⑥ GWは、4/29，5/１，5/２，5/３，5/４の内，最大３回の計画を上限とする。5/５は連休明けへの配慮として，計画しない。

⑦ 平日は，計画実施可能な日として，〇印（２時間程度）のとおりとする。

⑧ 土日は，□印（３時間程度）どちらか１回を選んで計画実施可能とする。
ただし，土日において練習試合や大会参加を希望する場合には超過した分の代替休養日を直近の平日（マナビアンウィークには含まない）に設定する。

⑨ 地区総体・新人総体前の充実期間の土日は，両日計画実施可能とする。なお，充実期間中に発生する超過５日分は，定期テスト前，全国・県学力調査のマナビアンウィークで相殺扱いとする。

⑩ 原則として，祝日は計画しない。
ただし，祝日において大会参加を希望する場合には，超過した分の代替休養日を直近の平日（マナビアンウィークには含まない）に設定する。

⑪ 年度末休業中は，内示後の動静を考慮し，原則として計画しない。